

入 札 説 明 書

令和 8 年札幌市告示第 3405 号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 8 年 8 月 31 日

2 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 下水道河川局庁舎 3 階

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当（電話 011 - 818 - 3413 FAX 011-812-5203）

メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達件名

手稲水再生プラザ運転管理業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

仕様書による。

(3) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 令和 8 ～11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「上下水道施設等維持管理業」に登録されている者であり、かつ、札幌市内に本店又は支店等を有していること。

(4) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年 7 月 9 日建設省告示第 1348 号）第 2 条の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けている者であること。

(5) 次のア～ウに掲げる従事者の区分に応じ、それぞれに定める法定資格等を有する者を本業務の履行場所に常勤で配置することができること。ただし、当該法定資格等を有する者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものであること。

ア 業務代理人

本業務の総括責任者として、次のいずれかの資格を有する者を 1 名専任で配置すること。

(ア) 下水道処理施設維持管理業者登録規程第 3 条に定める下水道処理施設管理技士（以下「下水道処理施設管理技士」という。）

(イ) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に定める資格

イ 副業務代理人

業務代理人の補佐及び代行を担う者として、次のいずれかの資格を有する者を1名以上配置すること。ただし、ウの作業主任との兼任を認める。

(ア) 下水道処理施設管理技士

(イ) 下水道法施行令第15条の3に定める資格

ウ 作業主任

保守点検、補修、運転操作監視、水質試験等に係る業務の主任として、次のいずれかの資格を有する者を2名以上配置すること。ただし、イの副業務代理人との兼任を認める。

(ア) 下水道処理施設管理技士

(イ) 下水道法施行令第15条の3に定める資格

(6) 下水処理方式が標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法であり、かつ、水処理能力が14,000 m³/日（日最大）以上である下水道処理施設の運転管理（運転操作監視及び保守点検）業務について、元請としての履行実績（共同企業体の代表者として履行した業務を含む。）があること。ただし、当該履行実績は、平成28年4月1日から入札書の提出期限の日までの間に、日本国内において、同一施設で2年以上継続して履行したものであること。（別契約により履行した業務及び入札書の提出期限の日において完了していない業務を含む。）

(7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる

資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記(3)の総合評価の方法によって得られた得点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成 24 年 1 月 11 日財政局理事決裁。以下「低入札価格調査要領」という。）に定める調査基準価格を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本調達に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず失格と扱い、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の高い者を落札者とすることがある。

(2) 入札参加資格の審査

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、下記 6(2)による審査書類により上記 4 に示す入札参加資格を有する者であるかを審査し、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合（審査書類の不備により入札参加資格を有することが確認できない場合を含む。）は、その者の入札を無効とする。なお、入札参加資格を有しないことにより入札が無効となる者に対しては、審査終了後、直ちに当該者に通知する。（入札参加資格を有する者に対しての通知はしない。）

(3) 総合評価の方法（落札者決定基準）

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有する者について、入札価格及び技術提案書に基づき行うものとする。

イ 評価は、「価格評価」と「技術評価」に区分し、その配点をそれぞれ次のとおりとする。

(ア) 価格評価点 60 点

(イ) 技術評価点 107 点

ウ 総合評価点は、次に掲げる算定式により算定する。ただし、総合評価点は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までの値とする。

総合評価点 = (価格評価点 + 技術評価点) ÷ (60 + 107) × 100

エ 価格評価点は、次の算定式により算定する。なお、この算定式における最低入札価格とは、

予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者（入札参加資格を有する者に限る。以下同様。）の入札書記載金額のうち、調査基準価格以上で最も低廉な価格をいう。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者の入札書記載金額のうち、調査基準価格以上の入札書記載金額がない場合は、調査基準価格を最低入札価格とみなす。なお、詳細は別記1「落札者決定基準」による。

(ア) 入札書記載金額が予定価格以下で調査基準価格以上の場合

価格評価点＝100点×（最低入札価格/入札書記載金額）×6/10

(イ) 入札書記載金額が調査基準価格未満の場合

価格評価点＝100点×（最低入札価格/入札書比較価格）×（入札書記載金額/調査基準価格）×6/10

オ 価格以外の要素の評価（技術評価）について、その概要を次のとおりとし、評価項目及び評価基準の詳細は、別記1「落札者決定基準」による。

(ア) 業務実施計画の評価

(イ) 企業実績の評価

(ウ) 地域貢献の評価

(エ) 配置予定技術者の評価

カ 落札者となるべき同じ総合評価点の者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きの場所、日時等については、該当する者に別途通知する。また、該当者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員がくじを引くものとする。

(4) 低入札価格調査の実施

低入札価格調査要領の規定に基づき、落札者となるべき者について、低入札価格調査を行う場合、低入札価格調査要領第7条第3項に定める低入札価格調査に係る資料及び報告書の提出期限は、別途通知した日の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を含める条例に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。また、当該資料及び報告書の提出期限後の提出及び差替えを認めない。

(5) 落札者の決定

落札者を決定したときは、総合評価に係る審査結果について、入札に参加した者に対し、適当な方法により通知する。なお、落札決定は、令和8年11月30日(月)までに行う予定である。

(6) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者決定後、本調達における入札結果を公表する。

イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者は、公表された自らの評価点に疑義がある場合は、上記(5)の通知した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の照会を行うことができる。なお、その場合の回答は、書面にて後日行う。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出

入札書は別紙1の様式にて作成し、提出すること。

(2) 一般競争入札参加資格審査書類の提出

この総合評価一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、上記4の入札参加資格の審査に必要な次に掲げる書類（以下「審査書類」という。）を提出しなければならない。

ア 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（別紙3）

イ 法定資格等を有する者であることを証する書類の写し（技術提案様式 5-2 又は 5-4 に添付して提出）

ウ 上記イの有資格者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類（技術提案様式 5 別添）（技術提案様式 5-2 又は 5-4 に添付して提出）

エ 資本関係・人的関係調書（別紙3-別紙）

オ 契約実績調書（技術提案様式 3-1 にて提出）

カ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿の写し（別紙３に添付して提出）

(3) 技術提案書の提出

入札参加者は、上記５(3)アの技術提案書を作成し、提出しなければならない。なお、作成にあつては、仕様書等を十分に把握のうえ、別記１「落札者決定基準」に掲げる評価項目に応じて、実現可能な技術提案を記載すること。

(4) 入札書、審査書類及び技術提案書の提出方法等

入札参加者は、入札書、審査書類及び技術提案書（以下「入札書等」という。）を、次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書等の提出期限

令和８年１０月１３日(火) １６時００分（必着とする。）

イ 入札書等の提出方法

持参又は送付により提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 入札書等の提出場所

上記２に同じ。（持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎３階 事務室窓口で提出すること。）

(5) 入札書等の提出にあつての留意事項

ア 入札書の封入等

入札書は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年１０月１５日開札〔手稲水再生プラザ運転管理業務〕の入札書在中」の旨を記載すること。

イ 持参による提出の場合

上記アの封書（入札書）に、審査書類及び技術提案書（封入封印不要）を添えて提出すること。
また、代理人が入札する場合にあつては、委任状（別紙２）は入札書と同封せずに提出すること。

ウ 送付による提出の場合

上記アの封書（入札書）、審査書類及び技術提案書を、同一の外封筒に入れ（二重封筒とすること）、外封に「令和８年１０月１５日開札〔手稲水再生プラザ運転管理業務〕の入札書等在中」の旨を記載し、上記(4)アの提出期限までに必着するよう送付すること。

また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れること。

エ 入札参加者は、いったん提出した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 代理人による入札

ア 代理人（又は復代理人。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 入札者に要求される事項

ア 入札参加者は、落札決定までの間において、入札書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

ウ 入札参加者は、告示及び本説明書に定めるもののほか、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得（平成１５年９月１０日管財部長決裁）その他関係法令を遵守しなければならない。

(8) 入札保証金

免除する。

7 開札等

(1) 開札の日時及び場所

令和 8 年 10 月 15 日(木) 9 時 30 分

札幌市下水道河川局庁舎 1 階入札室（住所は上記 1 に同じ。）

(2) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札執行者又はその補助者の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙 2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行者又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札を終えるまで開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、次の事項を告げた後、落札を保留して開札を終えるものとする。

(ア) 入札が無効となる入札参加者

(イ) 入札した入札参加者の商号又は名称及び入札書記載金額

(ウ) 予定価格の制限の範囲を超える価格で入札をした入札参加者

(エ) 低入札価格調査運用要領第 4 条に定める調査基準価格を下回る価格で入札をした入札参加者

カ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行わず、入札を打ち切る。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札

イ 上記 6(4)アの入札書等の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記 4 の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

エ 低入札価格調査において、入札書記載金額とその積算根拠となる書類（以下「業務費内訳書等」という。）が、次のいずれかに該当した入札

(ア) 業務費内訳書等の全部又は一部が提出されていないとき

(イ) 業務費内訳書等に記載された合計金額が入札書記載金額と一致しないとき

(ウ) (ア)及び(イ)のほか、業務費内訳書等が低入札価格調査要領第 7 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するとき

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

8 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、下記(2)イに基づき落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条第 1 号に該当するときは、契約保証金等の納付を免除する。

(2) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき

(3) 契約書の作成

- ア 契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約条項

別紙4「契約書（案）」のとおり

9 入札説明書、仕様書等に関する質問及び回答

本入札説明書、調達案件の仕様、総合評価落札方式の手続き等について質問がある場合は、次のとおり、書面（別紙5）にて、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月15日(火) 16時00分まで

(2) 提出先

上記2と同じ。なお、ファクシミリ又は電子メール送信後は電話により着信確認をすること。

(3) 質問に対する回答

回答は、令和8年9月17日(木)までに、適宜、上記2にて閲覧に供するとともに、下水道河川局のホームページに掲載する。

(4) その他

本入札に参加しようとする者が対象施設の見学を希望する場合は、令和8年9月4日(金)16時までに、電話により上記2に申し出ること。なお、見学時において、積算に関連する質問には回答しないものとする。

※施設見学の実施予定日：9月7日（月）～9月11日（金）

10 その他

(1) 提出書類の作成等

提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。また、提出された書類は、返却しないものとする。

(2) 技術提案書類の公表

総合評価に関する審査結果を除き、提出された技術提案書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づく公開請求があったときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開する。

(3) 技術提案の履行確保について

ア 落札者が提示した技術提案にあっては、その内容を契約の特記仕様書として上記8(4)の契約条項に加え約定する。

イ 上記アで約定した特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、落札者自らの責任において、誠実に履行するものとする。

ウ 特記仕様書について、契約の相手方（落札者）が正当な理由なく履行せず、札幌市からその是正指示を受けたにもかかわらず、契約の相手方（落札者）がその指示に従わない、又は特記仕様書の性質上、是正をすることができないことが明らかであると認めるときは、入札の際に評価に係る審査結果により得られた評価点と、実際の履行内容をもとに算定した評価点との差を算出し、その差の合算点を、委託者が認めた日から起算して1年間（当該減点措置の期間を経

過して以降も是正されない場合であって、下記キによる契約解除を行わない場合については、再度委託者が認めた日から起算して1年間、更にこの減点措置の期間を経過して以降もなお是正されない場合であって、下記キによる契約解除を行わない場合については、改めて委託者が認めた日から起算して1年間）に開札を行う運転管理業務に係る総合評価一般競争入札において、受託者における評価点から減ずる。

エ 上記ウは、契約の相手方（落札者）が事業協同組合等であるときは、当該事業協同組合等のすべての組合員にも適用し、当該事業協同組合等の組合員が単独で入札に参加する場合にも上記ウの措置を行う。

オ 上記ウの是正指示を受けた契約の相手方（落札者）が、その指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認めるときは、その者に対し、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づき参加停止措置を行う場合がある。

カ 上記オの場合において、参加停止措置の有無にかかわらず、契約の相手方（落札者）に対し、請求金額から履行しない割合に相当する金額を減額する場合がある。

キ 上記ウの是正指示を受けた契約の相手方（落札者）が、その指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除する場合がある。

(4) 免税業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙 6）を提出しなければならない。

(5) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(6) 業務費内訳書等の提出

落札者は、契約締結時までに次に掲げる業務費内訳書等を、別記 2 「業務費内訳書等審査基準の運用について」に留意して作成し、提出しなければならない。

ア 業務費内訳書（内訳様式 1）

イ 業務従事者賃金支給計画書（内訳様式 2）

ウ 社会保険料事業主負担分調書（内訳様式 3）

エ 業務従事者配置計画書（内訳様式 4）